主任技術者の兼務が可能な取扱いについての改正について

1. 改正理由

　建設業法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第３５３号）が公布され（令和５年１月１日施行）、主任技術者及び監理技術者の専任配置が必要となる請負金額の要件が緩和されたことに伴い、所要の改正を行う。

2. 改正概要

　主任技術者の兼務が可能な対象工事の要件の内、本来専任が必要となる工事の請負代金額の要件について、「３，５００万円（建築一式工事である場合は７，０００万円）以上」から「４，０００万円（建築一式工事である場合は８，０００万円）以上」に改める。

3. 施行日

令和５年１月１日